

滋 医 福 第 号
令和6年(2024年)8月 日

高齢者福祉施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における
対応の強化について

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進に御協力を賜りありがとうございます。

今般、新型コロナウイルスの新規患者数は増加傾向が続いており、今後夏の間
に一定の感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあります。
想定される感染拡大にも対応できる体制をあらかじめ備えるためにも、
高齢者施設等における対応の強化が必要です。

このことから、今後の留意点について「今夏の新型コロナウイルス感染症の
感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（令和6年7月24日
付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）で示されたところ
です。

高齢者施設等における対応の強化の留意点について下記のとおり改めて整理
しましたので各施設・事業所におかれましては、下記内容を踏まえつつ引き
続き感染対策の徹底に御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 高齢者施設等における感染対策の徹底

高齢者施設等における感染対策として特に重要と考えられる点については、「
高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け厚生
労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）において示されていますので
再度御確認ください。

2 入院の目安等

これまで高齢者施設等については、重症化リスクが高い高齢者が多く生活
していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる
体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの
取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携
強化、療養体制の確保をお願いしていました。今般、入院医療体制等につ
きまして「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応につ
いて」（令和6年8月 日付け滋健危第〇号健康医療福祉部長通知）にお
いて示されましたの御確認ください。

3 医療機関との連携体制の強化

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的として、「高齢者施設等感染対策向上加算」が創設されました。本加算の取得を検討いただき、平時における感染対策および医療機関との連携体制の確保に努めてください。

4 その他

面会などのために高齢者施設等を訪問する際には、感染予防としてマスクの着用が効果的です。厚生労働省のホームページ（※）などでも夏の感染対策のポイントが示されていることから面会者等への感染対策のポイントの周知をお願いします。

（※）厚生労働省ウェブサイト「夏の感染対策のポイント」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 重富
[TEL:077-528-3523](tel:077-528-3523) / FAX:077-528-4851
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp

滋 障 福 第 1 5 6 6 号
令和6年(2024年)8月 日

障害者支援施設 管理者 }
共同生活援助 管理者 } 様
障害児入所施設 管理者 }

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等
における対応の強化について

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルスの新規患者数は増加傾向が続いており、今後夏の間
に一定の感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあります。
想定される感染拡大にも対応できる体制をあらかじめ備えるためにも、
障害者支援施設、共同生活援助および障害児入所施設（以下「障害者支援施設等」
という。）における対応の強化が必要です。

このことから、「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療
提供体制の確認等について」（令和6年7月24日付け厚生労働省医政局地域医療計画課
ほか事務連絡）を受け、改めて障害者支援施設等における対応の強化の留意点
について下記のとおり整理しましたので、内容を御確認いただき、引き続き感染
対策の徹底に御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 障害者支援施設等における感染対策の徹底

障害者支援施設等における感染対策として特に重要と考えられる点については、
厚生労働省のホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」
において示されていますので、再度御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2 入院の目安等

これまでも障害者支援施設等については、県内の限りある医療資源の中で重症化
リスクの高い障害児・者が適切かつ確実に入院できるよう、平時から感染症に関す

る業務継続計画の策定をはじめとして、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保をお願いしていました。今般、入院医療体制等につきまして、別添「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」(令和6年8月 日付け滋健危第〇号健康医療福祉部長通知)が示されましたので御確認ください。

3 医療機関との連携体制の強化

令和6年度報酬改定において、障害者支援施設等における感染症対応力の向上を目的として、「障害者支援施設等感染対策向上加算」が創設されました。本加算の取得を御検討いただき、平時における感染対策および医療機関との連携体制の確保に努めてください。

4 その他

面会などのために障害者支援施設等を訪問する際には、感染予防としてマスクの着用が効果的です。厚生労働省のホームページ(※)などでも夏の感染対策のポイントが示されていることから、面会者等への感染対策のポイントの周知をお願いします。

(※) 厚生労働省ウェブサイト「夏の感染対策のポイント」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 高阪
TEL:077-528-3544
Mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp